

岸和田都市計画事業第二阪和国道
中央土地区画整理事業

竣工記念誌

岸和田市



阪和市長 原 昇

本市は、古くから城下町として栄え、和泉葛城山系の緑豊かな自然環境の中で、地場産業の繊維工業を始め、鉄鋼業や木材関連事業などを中心に発展してまいりました。そして本年、人口20万余人を擁する泉南地域の中核都市として市制施行80周年を迎えました。

この意義ある年に、昭和39年から取り組んでまいりました第二阪和国道関連の区画整理事業が、八木地区・南部地区に続く中央地区の竣工により、すべて完了いたしましたことは誠に喜びにたえないところであります。

ご承知のとおり、区画整理事業は公共施設の整備改善や宅地の利用増進を大きく前進させる事業ではありますが、一方では、地権者の皆様に土地の一部を提供していただくという貴重な財産の減少も伴いますので、関係権利者の方々の深いご理解とご協力がなければ竣工を見ることは出来ない事業であります。

本事業の完成により基盤整備は出来ましたが“都市的魅力にあふれた豊かで利便性の高いまちづくり”はこれからでございます。今後とも「人間尊重と環境保全」を基本理念として、緑に恵まれた「庭園都市」快適で安全な「生活都市」を目指し、市民の皆様とともになお一層の努力をしてまいりますので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に本事業に係わってこられた審議会委員をはじめ関係権利者の温かいご協力と、国土交通省、大阪府その他関係機関各位のご指導ご支援に心からお礼申し上げますとともに、不幸にして事業途中でご他界されました方々のご冥福を祈念しつつ、中央土地区画整理事業「竣工」のご挨拶と致します。

平成14年3月

◆ごあいさつ◆



岸和田市議会
議長 平松 忠雄

平素は、本市の行政に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度は、中央土地区画整理事業がめでたく完成しましたことに心からお慶び申し上げます。

本事業は、昭和53年に事業計画が認可され、20余年にわたる長期の事業となりました。今日に至るまでには、関係各位の長年のご苦勞と、地元権利者の深いご理解とご協力があればこそなした事業であると思っております。ここに、改めて感謝申し上げる次第であります。

現在は、国の財政危機と地方分権が叫ばれ、本市においても大変な試練の時期でもあります。市制施行80周年を迎えます今年、特例市として第1年目にあたります。この度の区画整理事業の竣工により、当地域のさらなる発展と本市の特徴を生かしたまちづくりが進むものと思っております。

私ども市議会といたしましても、地方の時代にふさわしい行政を進めていくとともに、20万市民がより一層安全で住みよい岸和田にするため全力を尽くしてまいり所存であります。

どうか、関係各位におかれましては、今後とも市政全般にわたるご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆さまのさらなるご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

平成14年3月



中央土地区画整理審議会
会長 泉本 義雄

この度、中央地区の区画整理事業がめでたく完成しましたことは、関係権利者の皆様方とともに喜びに耐えないところであります。

かえりみますと、昭和53年の事業着手以来20有余年の永きにわたり数多くの困難な問題を乗り越え、ここに無事完成の日を迎えることが出来ました。これもひとえに、地域の皆様をはじめとする関係者各位の深いご理解とご協力、又ご支援の賜物と喪心より感謝申し上げます。

また本事業の推進のため私と最後まで苦勞を伴にされた審議会委員の方々に対しまして心からお礼申し上げます。さらに、今日の完成を待たずしてご逝去された方々には、中央土地区画整理事業が立派に完成したことをご報告申し上げ謹んで心中からご冥福をお祈り申し上げます。

本事業の完成により、立派に基盤整備されたこの地区がさらに住みよい街として、今後益々発展いたしますことを祈り、小詩発刊のご挨拶といたします。

平成14年3月

◆岸和田市のあゆみ◆

岸和田市は、前面に大阪湾を臨み背後には和泉葛城山を擁し、豊かな自然と穏やかな気候により、縄文時代から人々が定住したといわれ、弥生時代には農耕の発達とともに数多くの集落が形成されました。

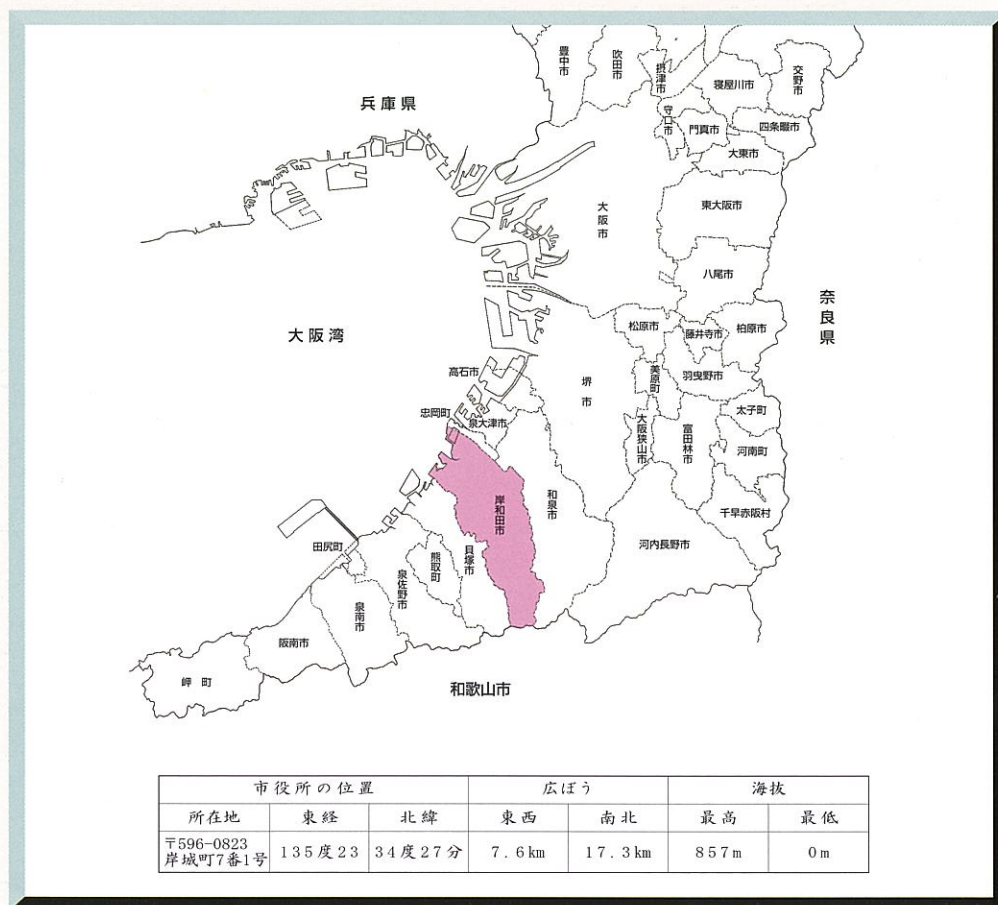
奈良時代には、“僧行基”の伝説を残す久米田寺が、また、平安時代には神於寺が建立され、現在に伝えられています。

南北朝時代に、守護職“楠木正成”の一族であった和田高家が、当時「岸の地」といわれていた海岸近くに居を構え「岸の和田」と呼ばれるようになり、岸和田の地名の起こりとされています。

江戸時代に入り、藩主“岡部宣勝”は城下の基盤整備に力を注ぎ、城下町としての骨格を築きました。全国的に有名な“だんじり祭り”は、岡部長泰の頃から五穀豊穡を祈願する稻荷祭りを行ったのが始まりであります。

明治の中頃からは、紡績業の発展をきっかけとして、製鋼・煉瓦産業などの進展とともに、市街化が進み、1922年(大正11年)には大阪府内で3番目に市制が施行されました。

明治から昭和にかけて市町村の再編が行われ、泉南地域の経済・文化・行政の中心的役割を果たすようになりました。



◆岸和田市と中央土地区画整理事業◆

岸和田市は「人間尊重と環境保全」を基本理念とした“まちづくり”をめざし、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、昭和51年の「第1次総合基本構想」に始まり、現在（平成13年）の「第3次総合計画」に引継がれています。

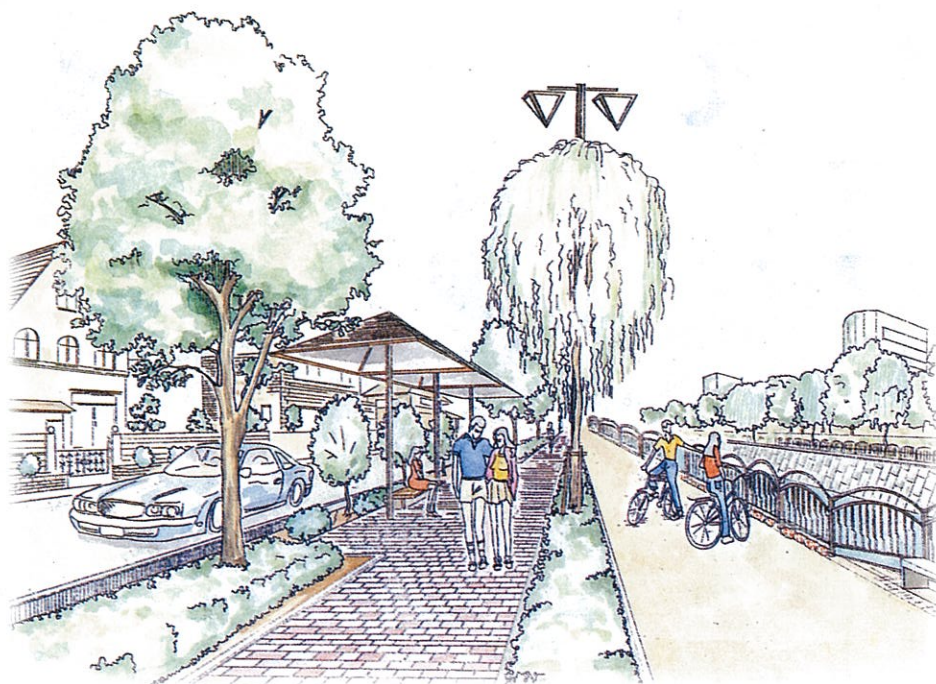
本市は、大阪府南部の和泉平野のほぼ中央に位置し、東西に約7.6Km、南北には約17.3Kmあり、海から山にかけて南北方向に長い形状をしています。面積は約71Km²で、市域を流れる河川は牛滝川・春木川・津田川の3川あり、これらの河川による大阪層群の侵食・運搬に因って中位・低位段丘層（沖積層）が形成され和泉平野となっています。中央地区は中位段丘層の上にあり、その肥沃な大地を利用して農地が多くを占めていました。

中央地区の正式な事業名称は「岸和田都市計画事業第二阪和国道中央土地区画整理事業」とされているように、岸和田市の中央に位置し、府道春木大町線より岸和田産業高校にいたるJR阪和線と南海本線との間にあり、これらに平行した帯状の範囲で区画整理事業を施行してきました。

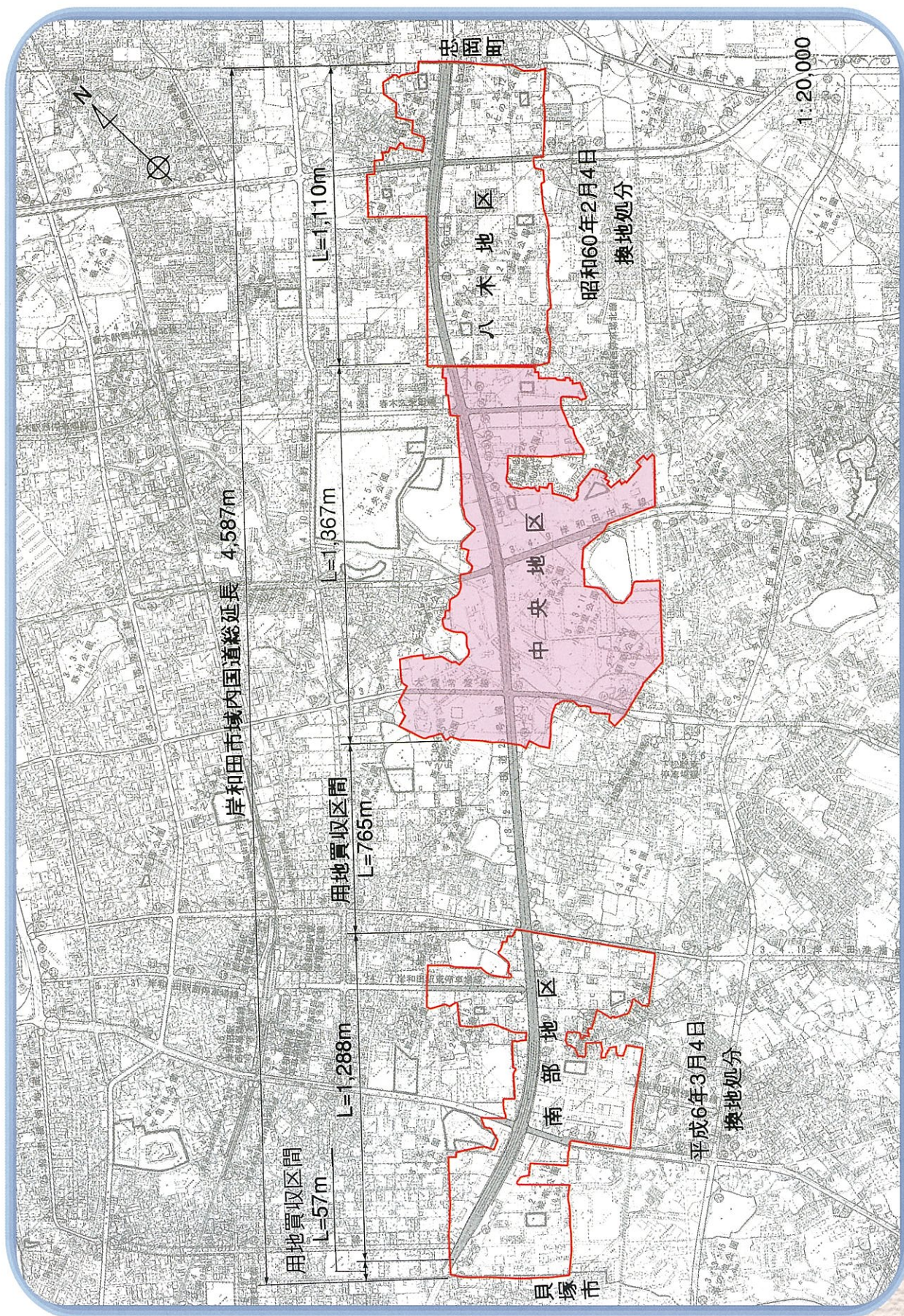
第二阪和国道は、南部地区内1,288m、用地買収区間822m、中央地区内1,367m、八木地区内1,110m、総延長4,587mが市域を南北に縦貫しています。

岸和田市では既に八木地区（54.3ha）を昭和60年に、南部地区（57.7ha）を平成6年に完了させ、本年、中央地区（76.8ha）が完了しました。

次頁の図面は、第二阪和国道に関連する区画整理事業の位置を表しています。



◆岸和田市の区画整理事業◆



◆発 端◆

泉州地方は、人や物の流れの多くが大阪と和歌山を結ぶ南北方向に集中している。

戦後から、年間2000人前後で推移していた人口増加が、昭和35年を境に年間5000人(昭和39年は6500人)規模で増加し、それに伴い、車や物の流通も著しく増加し、旧26号や大阪和泉南線は、終日、交通渋滞が続く状態になった。

このような状況下、第2の国道建設気運が高まり、調査範囲における本格的な調査が行われたが、堺市から和歌山市を結ぶルートにも色々あって、決定まで至らなかった。

そんな中、昭和39年1月、時の建設大臣河野一郎氏が当時としては異例の、ヘリコプターによる空からの視察を行い、同年5月、そのルートと構造が閣議決定された。「第二阪和国道」(現在の国道26号)の誕生である。

この決定では国道が建設されるだけで、区画整理事業との結びつきには至らず、各市町村で用地買収が開始された。しかし、将来のまちづくりを考え、当時としては馴染みの薄い手法であった“区画整理事業”による面的整備と併せて、国道用地を生み出す案が持ち出された。

この案を大阪府及び国に働きかけた結果、堺市から岸和田市間を区画整事業で、貝塚市以南は用地買収方式によって、国道建設が着手されることとなった。

岸和田市では忠岡町寄りで“八木地区”、貝塚市寄りにおいて“南部地区”、また市の中央部で“中央地区”と3つの地区において区画整理事業が始まることになった。



まちづくりの館



ブナ林

◆事業の経過◆

現況交通量・OD等の調査	昭和34年
ルート及び構造の決定	昭和39年5月10日
区画整理事業の方針決定	昭和39年12月
第二阪和国道の都市計画決定(当初)	昭和41年3月31日
地元説明会	第1回昭和50年5月12日
同上	第2回昭和52年4月4日
施行区域の都市計画決定	昭和50年11月25日
区画整理事業の計画決定	昭和53年3月23日
換地設計	昭和55年4月
仮換地指定の審議会答申	昭和55年8月5日
仮換地の指定通知	昭和55年9月8日
工事の着手	昭和54年1月9日
使用収益開始通知	昭和57年7月10日
第二阪和国道の供用開始	昭和54年8月
工事の完了	平成10年度
換地計画に関する評価員の意見聴取	平成13年2月2日
換地計画に関する審議会の諮問	平成13年10月1日
同答申	平成13年10月1日
換地計画の縦覧	平成13年10月9日から
同上	平成13年10月22日まで
換地計画の認可	平成13年11月7日
換地処分通知	平成13年11月12日
換地処分完了の公告	平成14年1月18日
区画整理登記の開始	平成14年1月21日

◆事業計画◆

●土地の種目別施行前後対照表

種 目			施 行 前			施 行 後		備 考
			地 積(m ²)	%	筆数	地 積(m ²)	%	
公 共 用 地	国 有 地	道 路	10,783.80	1.40		52,074.85	6.78	
		河 川	8,595.84	1.12		24,495.91	3.19	
		水 路	25,778.26	3.36				
		計	45,157.90	5.88		76,570.76	9.97	
	地 方 公 共 団 体 所 有 地	道 路	15,756.22	2.05		122,789.93	15.98	
		水 路				6,945.60	0.90	
		公 園				23,778.83	3.10	
		公共用地充当地	25,189.83	3.28				
		計	40,946.05	5.33		153,514.36	19.98	
	合 計		86,103.95	11.21		230,085.12	29.95	
宅 地	民 有 地	田	320,795.07	41.76	735	538,155.28	70.05	
		畑	1,258.00	0.16	6			
		宅 地	201,849.66	26.27	668			
		山 林	3,623.00	0.47	27			
		原 野	3,289.00	0.43	15			
		境 内 地	2,105.00	0.28	4			
		水 道 用 地	1,002.21	0.13	15			
		学 校 用 地	38,051.00	4.95	12			
		溜 池	12,839.00	1.67	7			
		堤 塘	2,150.00	0.28	5			
		公衆用道路	647.05	0.09	9			
		雑 種 地	64,636.52	8.41	150			
		計	652,245.51	84.90	1653			
	国 有 地	普 通 財 産	2,427.05	0.32	6	538,155.28	70.05	
		合 計	654,672.56	85.22	1659			
測 量 増 減			27,463.89	3.57				
総 計			768,240.40	100.00		768,240.40	100.00	

●減歩率計算表

整 理 前 宅地地積 (台帳地積)	同更正地積 (測量増減を 加減したもの)	整理後宅地地積		差引減歩地積		減 歩 率	
		保留地を 含めた 宅地地積	保留地を 除いた 宅地地積	公共減歩 地 積	公共保留地 を合算した 減歩地積	公 共 減歩率	公共保留地 合算減歩率
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%	%
654,672.56	682,136.45	538,155.28	538,155.28	116,517.28 143,981.17	116,517.28 143,981.17	17.80 21.11	17.80 21.11

減価補償金相当額の全部をもって整理前の宅地を買収し、減歩率を実測21.11%とする。

◆資金計画書◆

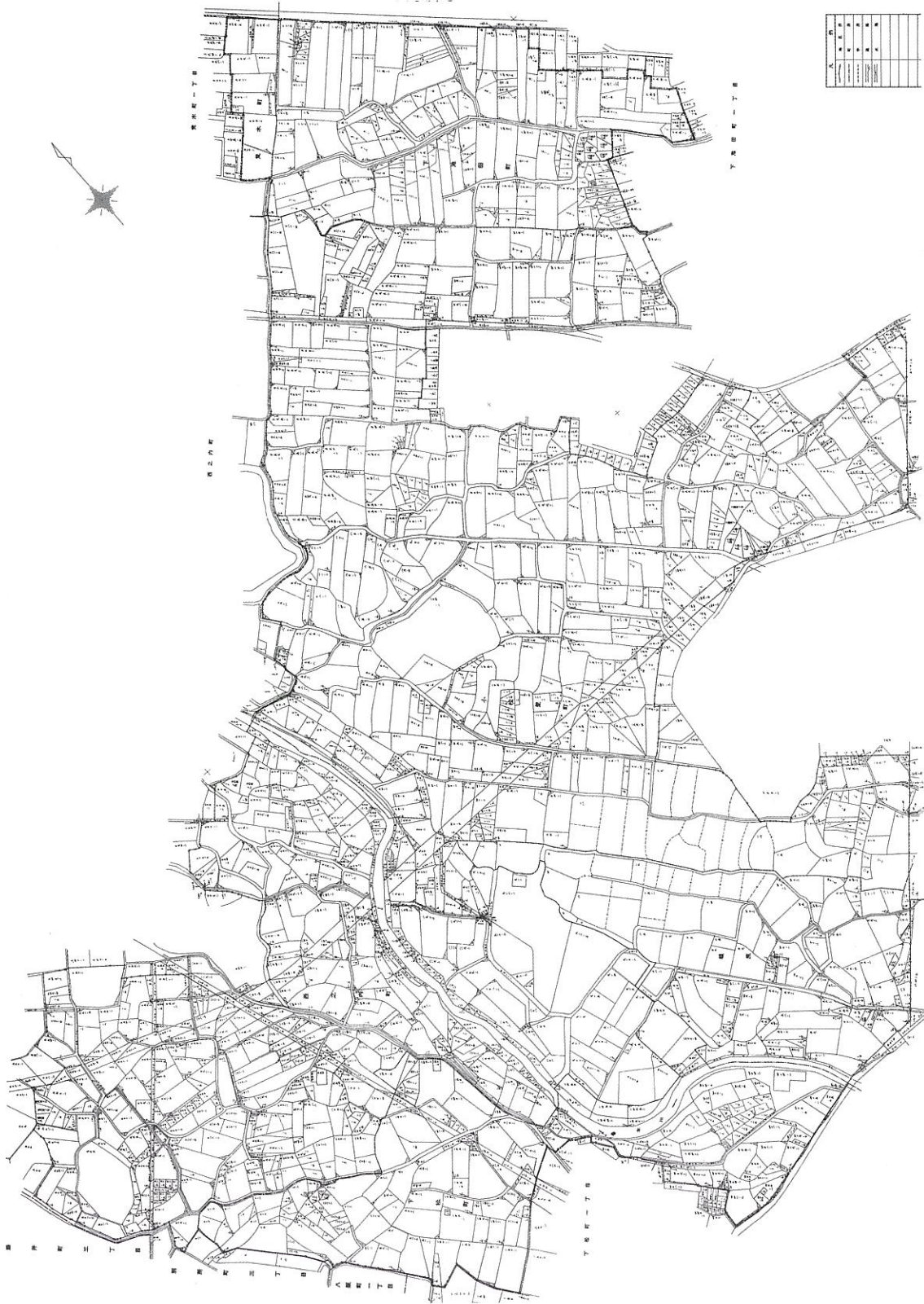
●収入の部

区 分	金額(千円)	摘 要
公共施設管理者負担金	3,177,000	第二阪和国道用地費
	850,000	二級河川春木川用地費
小 計	4,027,000	
国 庫 補 助 金	1,519,625	
交 付 金	141,500	
府 ・ 市 費	8,097,875	
合 計	13,786,000	

●支出の部

事 項			単位	事業量	事業費(千円)	摘 要
公 共 施 設 整 備 費	築 造 費	幹線道路築造費	m	2,923	560,120	第二阪和国道及び 春木川は別途施行
		区画道路築造費	ㄥ	13,383		
		水 路 築 造 費	ㄥ	5,328	2,345,896	
		公 園 施 設 費	m ²	15,403	6,976	
		特殊道路築造費	ㄥ	1,553	298,794	
		計			3,211,786	
	移 転	建 物 移 転 費	戸	107	2,562,204	
		工 作 物 移 転 費	件	141	152,000	
		計			2,714,204	
	移 設	電 柱 移 設 費	m	—	22,296	
		ガ ス 移 設 費	ㄥ	—		
		上 水 道 移 設 費	本	—		
		計			22,296	
営 繕 費					6,186	
整 地 費					2,694,209	
調 査 設 計 費					729,493	
工 事 費 計					9,378,174	
損 失 補 償 費					1,238,874	
減 価 補 償 費					168,000	
そ の 他					2,619,288	
計					4,026,162	
事 務 費					381,664	
合 計					13,786,000	

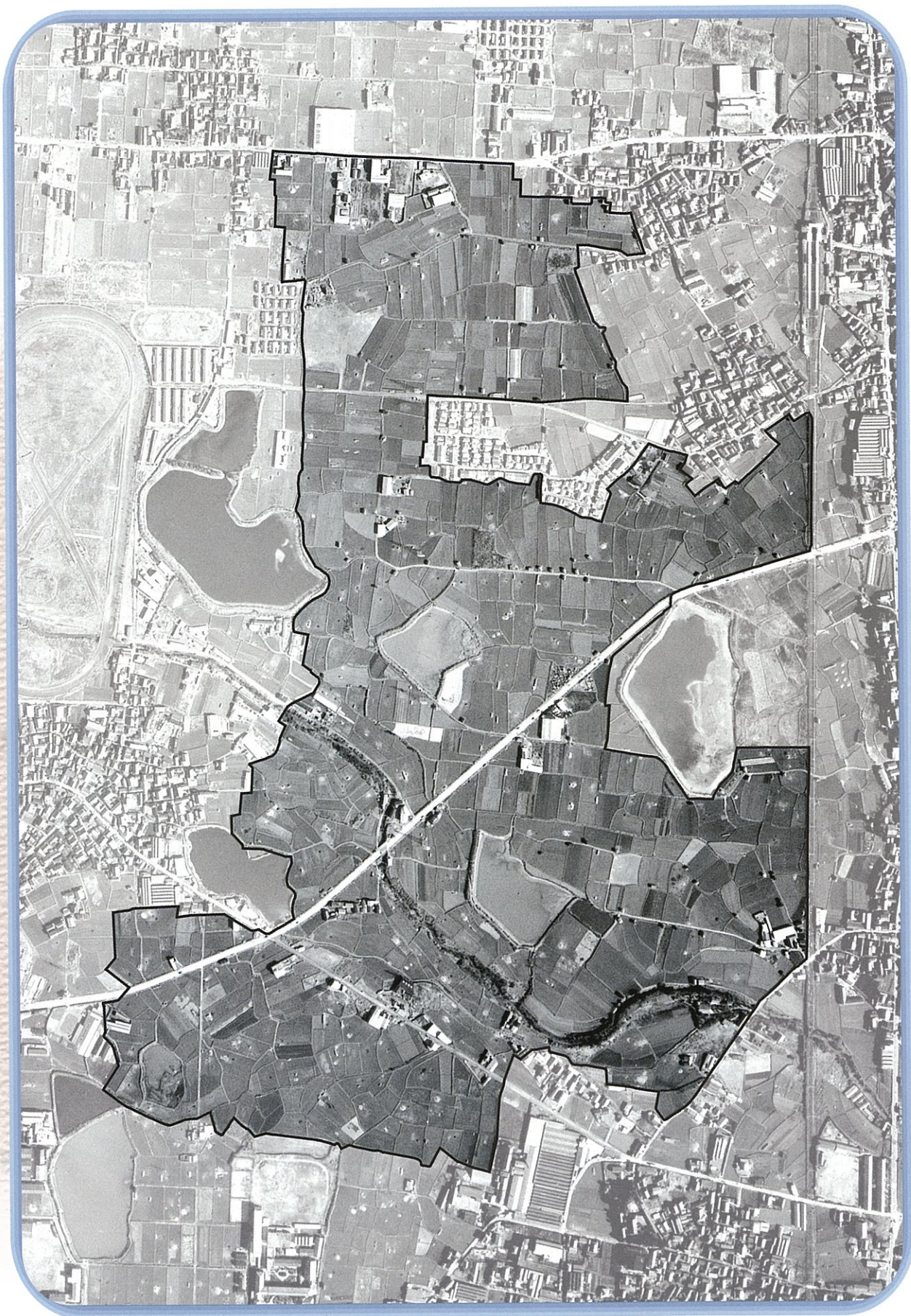
◆施行前換地図◆



◆施行後換地図◆



◆施行前航空写真◆



◆施行後航空写真◆



◆事業の実施◆

施行区域の都市計画決定

昭和50年11月25日 大阪府告示第1657号

区画整理事業の計画決定

昭和53年3月23日 岸和田市告示第16号

施行地区

1. 施行地区の位置

本地区は、JR阪和線と南海本線の上に位置し一部が阪和線に接している。
北部は府道春木大町線、南部は岸和田産業高校に至る。

2. 施行地区の区域

岸和田市荒木町、下池田町、小松里町、額原町、下松町、西之内町の各一部

事業の目的

国道26号（第二阪和国道）の建設に伴い、この沿線を中心とした急速な宅地化が予想され、都市計画道路「春木久米田線」「岸和田中央線」「大宮常盤線」等の整備改善とともに、公共施設の整備改善を行い、土地の利用増進を図り調和のとれた市街地を築くものである。

公共施設の整備改善の方針

1. 用途地域

本地区は、国道の両側50mの間及び国道と大宮常盤線で囲まれる範囲、5・6・7街区18街区の大阪側、63・64・80街区が準工業地域に指定され、残りは第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域になっている。

2. 都市計画道路

第二阪和国道（基本幅員32m）は、用地の確保にとどめる。都市計画道路については本事業で用地確保し、築造工事を行った。

3. 公 園

本地区内の公園は、下池田公園（0.25ha）、小松里第1公園（0.30ha）、小松里第2公園（0.16ha）、額原公園（0.22ha）、森池公園（0.30ha）、西之内第1公園（0.16ha）、西之内第2公園（0.16ha）の7箇所あり、本事業では用地確保と盛土整地を行った。

4. 都市計画以外の公共施設

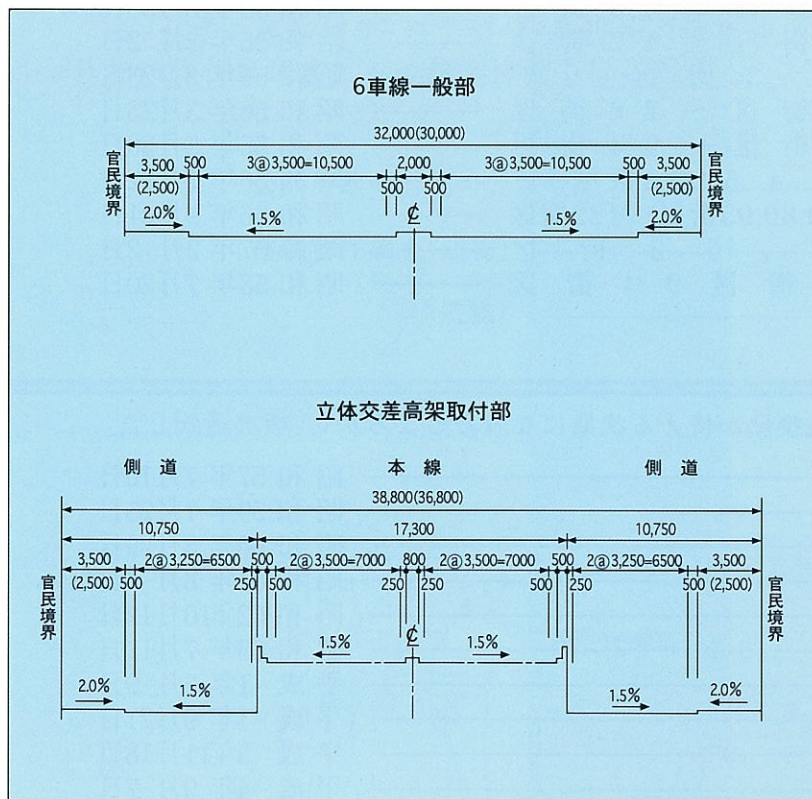
イ 区画街路

区画街路は、幅員6mを基本に、4mから12m道路を配置し、整備計画は平均盛土高0.6m、路面はアスファルト舗装とした。また、排水施設として両側に側溝を設けた。

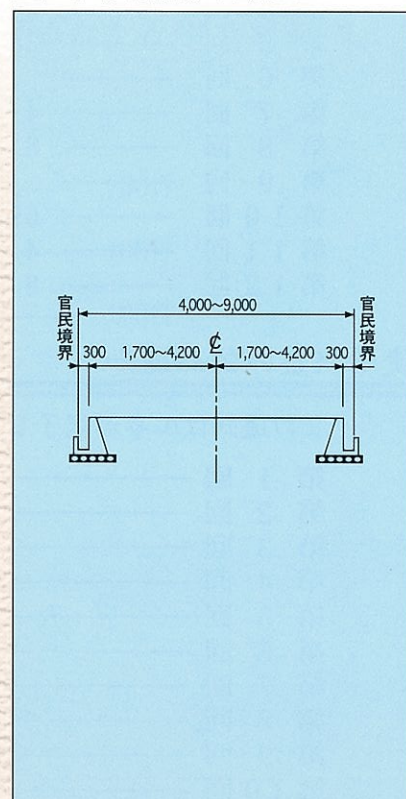
ロ 水路

在来水路を基盤に、将来の下水道計画を考慮し、区画道路沿い及びその敷地内に、幅員0.4mから3.0m、深さ0.3mから1.3mの開渠または暗渠を設け、地区内外の用排水に支障のないように設置した。

■第二阪和国道標準断面



■区画街路標準断面



◆換 地◆

換地設計

換地設計は、土地区画整理法及び施行規程、換地設計基準、土地評価基準に基づいて行った。

- ①換地を定めるため基準となる従前地の地積(基準地積)は、施行規程により算出し、特に縄延びが大きい宅地については、本人の申出により施行者が査定した。
- ②土地評価は、路線価式評価比例方式により算出し、評価員の意見を聞いて定めた。
- ③換地の位置は、現位置換地を原則とし、飛換地する場合は、同一所有者の換地に隣接するように定めた。
- ④換地の組合せは、従前地1筆に対し換地1筆を原則とし、これにより難しい場合は、1筆に対し数筆、数筆に対し1筆の換地を定めた。
- ⑤特別処分地(法第90条該当地)は、本人の同意を得て定めた。
- ⑥法95条6項該当地については審議会に諮問し答申を得て定めた。

仮換地の指定

昭和55年7月7日審議会に諮問し、同年8月5日答申を得た。これを受けて下記のとおり工事予定区域から順次、仮換地指定通知を行った。

第1回	1 街区 ~ 1 3 街区	昭和 55年 9月 8日
第2回	1 4 街区 ~ 1 5 街区	昭和 55年10月 2日
第3回	1 6 街区 ~ 2 6 街区	昭和 55年11月17日
第4回	2 2 街区 ~ 2 3 街区	昭和 55年12月23日
第5回	2 7 街区 ~ 4 2 街区	昭和 56年 2月 2日
第6回	3 街区	昭和 56年 2月23日
第7回	4 3 街区 ~ 7 8 街区	昭和 56年 3月25日
第8回	8 1 街区 ~ 9 4 街区	昭和 56年 5月30日
第9回	4 6 街区	昭和 56年 7月22日
第10回	69,79,80,95街区~122街区	昭和 56年 9月21日
第11回	4 8 , 6 2 街区	昭和 57年 2月 2日
第12回	8 2 街区 9 4 街区	昭和 58年 7月20日

使用収益の開始通知

この通知は工事が完了し、仮換地が使える状態になったところから、順次通知した。

第1回	昭和 57年 7月10日
第2回	昭和 59年 1月25日
第3回	昭和 60年 3月29日
第4回	昭和 61年 8月 4日
第5回	昭和 62年10月12日
第6回	昭和 63年 7月11日
第7回	平成 1年 5月 9日
第8回	平成 1年 9月21日
第9回	平成 3年11月18日
第10回	平成 4年 9月 7日
第11回	平成 4年11月25日
第12回	平成 5年11月11日
第13回	平成 7年 3月10日
第14回	平成 7年 9月14日
第15回	平成 7年12月 8日

◆工事と補償◆

工事の概要

道路(国道を除く)と水路及び公園の築造工事、また、建物及び構造物の移転工事、宅地の境界工事、整地工事が主な工事である。

工事の概要は次のとおりである。

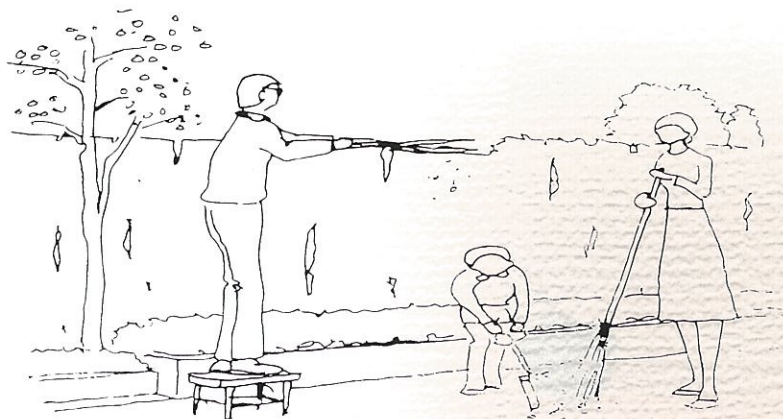
道 路	—————	総延長14,962m	面積 122,789m ²
水 路	—————	〃 5,328m	〃 6,945m ²
公 園	—————	7箇所	〃 15,403m ²
特殊道路(春木川緑道)	総延長1,553m		8,375m ²
建物及び構造物の移転	——	248箇所	

補償の概要

本地区は、減価補償の対象になった事業であり、減価補償金に相当する土地を公共用地充当地として、従前地から分筆買収した。

また、建物移転補償・損失補償・農作物の休耕補償金算出のため、建物調査、農作物の作付け調査とその積算作業を行った。

公共用地充当地の分筆登記	—————	700件
移転物件調査(建物)	—————	100件
〃 (構造物)	—————	100件



◆目で見る工事風景◆

▼配筋工事



▼スキ取り工事



▼栗石 転圧工事



▼碎石搬入工事



▼擁壁工事



▼転圧工事



▼植栽工事



▼舗装工事



◆目で見る整理前・後の風景◆

▼緑道工事



▼道路工事



▼水路工事



▼整地工事



◆まちなみ◆

▼総合体育館



▼区画街路



▼チャペル



▼JR阪和線 下松駅



▼青果市場



▼市立岸和田市民病院



▼久米田高等学校



◆埋蔵文化財◆

栄ノ池遺跡

栄ノ池遺跡は、和泉大宮駅東約1km付近に広がり、標高15m前後で中位段丘ないし低位段丘上に位置した遺跡である。

この付近は春木川の度重なる氾濫によりできた土地で、14m前後の深さの間に、上から耕土・粘質土・砂礫の順に層を成して岩盤に至っている。

遺構・遺物の多くは弥生時代中期から平安時代中期のものが多く、竪穴式住居跡・掘立柱建物跡・溝・井戸・方形周溝墓・自然流路が調査の結果、確認できた。遺物は、縄文時代のものから平安時代のものまで、多種多様の土器・石器が出土しているが、量的に最も多いのが弥生時代のものであることは前記のとおりである。

縄文時代のものとしては、有舌尖頭器・石鏃・石棒・トロトロ石器（異形局部磨製石器）など数点で、土器は全く認められない。

弥生時代のは土器・石器が多く、搬入品については紀伊産の甕口縁部と・生駒西麓産の壺形土器口縁部も見られた。また、台形土器が自然流路から出土しているが、磨滅・剥離が著しく、詳しい時代はわからない。

弥生時代後期のものと思われる製塩土器の破片が出土したことは、特記すべきことであるが、脚部のみの出土で詳しい検証ができなかったことが残念である。

以上、栄ノ池遺跡の発掘調査によって判明したことをごく簡単に記述したが、栄ノ池遺跡の性格をより明確にするには、箕土路遺跡・下池田遺跡との関連性を含めて、継続的な調査が必要である。



◆事業の収束◆

換地計画

平成12年度から出来形確定測量を行い、平成13年度全ての画地及び公共用地面積を確定した。平成13年10月1日換地計画案を審議会に諮問、答申を得て同年10月9日から10月22日まで2週間の縦覧を行った。尚、換地計画案に対する意見書の提出は無かった。

換地計画認可 平成13年11月7日 大阪府指令都整第13-3号

換地処分

換地計画認可の内容を平成13年11月12日から換地処分通知書として全ての関係権利者に送付した。

尚、平成14年1月8日大阪府知事に換地処分が完了した旨の届を行い、平成14年1月18日(大阪府告示第72号)付けで公告された。

所有権者の部	_____	1042通
所有権以外の権利者の部	_____	209通
借地権者の部	_____	23通
公示送達	_____	1通

町名・地番の整理

町名・町界の整理については、荒木町・下池田町・西之内町・下松町は住居表示が実施され、そのうち西之内町の一部が別所町に、下松町の一部が八阪町にそれぞれ編入し、小松里町・額原町は旧町名が採用された。

新地番については、大阪法務局岸和田支局との協議の結果、現在使用されている最終地番から間をおいた地番を起点とし、南海本線岸和田駅に近い所から順次、連番方式で付番することを基本とした(小松里町はJR側を起点)。

また、道路・水路は宅地の最終地番の次番から付番することとした。

区画整理登記

平成14年1月18日の公告に伴い、同年1月21日大阪法務局岸和田支局に対し換地処分による土地登記嘱託書を嘱託した。併せて建物の表示の変更登記嘱託書を嘱託した。

嘱託日より登記完了日(平成14年2月22日)までの間は区画整理登記以外の登記事務は停止となった。

		従前の土地	換地処分後の土地
土地	民有地	1695 筆	1391 筆
	公共用地	1086 筆	239 筆
建物		614	筆

◆街の憩いの場◆

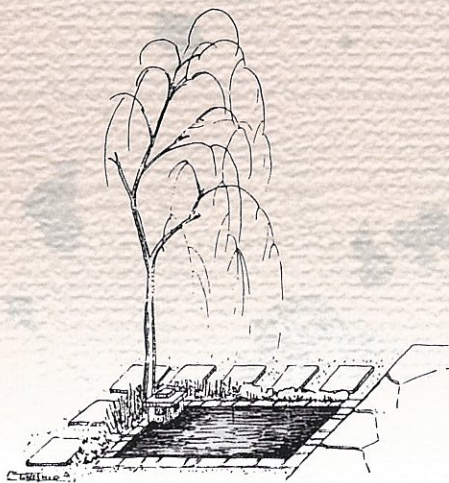
◎西之内第一公園



◎春木川緑道



◎下池田公園



◆地区内道路の完成◆

◎第二阪和国道



◎岸和田中央線



◎大宮常盤線



◎区画道路



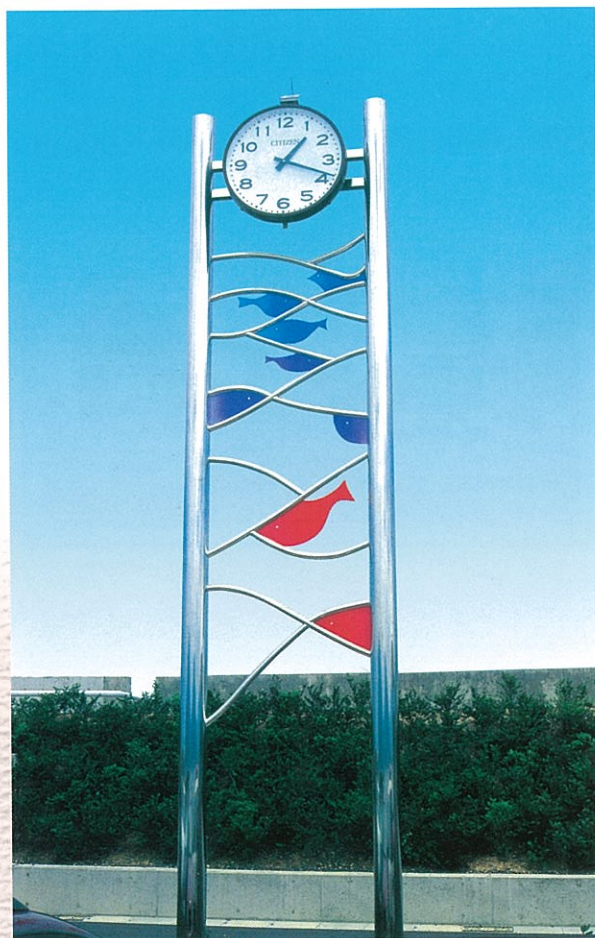
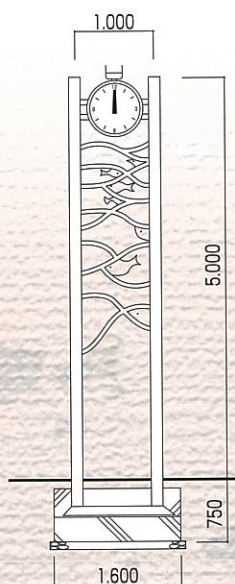
◎区画道路



◎緑道



◆ 記 念 碑 ◆



■紀念碑裏面

會長	泉本 義雄	元會長	(故)	田口 利夫
職務代理	今本 利與	全	(全)	寺田 佐吉
委員	田口 一郎	元委員	(故)	上野 達男
全	杉本 義與	全	(全)	坂口 幸一
全	上野 稔	全	(全)	杉本 明雄
全	寺田 功	全	(全)	寺田 新藏
全	岡本 次郎	全	(全)	根来 藤延
全	根来 宏治	全	(全)	根来 實
全	寺西友三郎	全	(全)	平井喜代信
全	大家 治男	全	(全)	前田 勇
全	西田 喜夫	評價員		竹腰 久雄
全	石田 敏朗	全		辻本 巖
全	根来 正治	全		米田 輝男
全	西田 敬一	元評價員	(故)	畠中 末広

■記念碑正面

岸和田都市計画事業第二阪和国道中央土地画整理事業は、岸和田市の中心部に位置し、施行面積七十六・八ヘクタールである。第二阪和国道（現国道二十六号線）建設を契機に本市の未来への輝かしい発展を願い、昭和五十三年三月二十三日大阪府知事の認可を受けて着手し、二十有余年の歳月を費やして、地権者並びに地域住民の協力と大阪府の指導のもと、事業の竣工を見るに至ったものである。よってここに事業竣工の碑を建て記念とする。

平成十四年三月

岸和田市長 原 昇

碑文

岸和田市民憲章

岸和田市は、自然と伝統にめぐまれ、発展をつづけるまちです。

わたしたちは、明るく豊かなまちをつくるため、
市民の誇りと願いをこめて、この憲章をさだめます。

わたしたちは

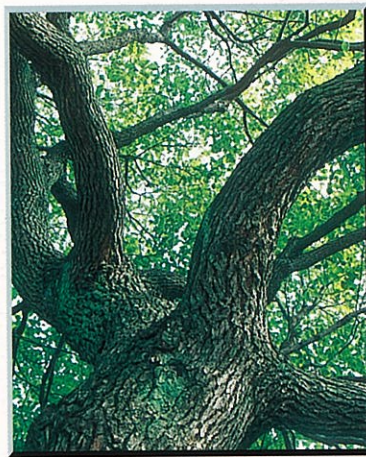
1. 自由と平和を愛し、すべての生命を尊びます。
1. めぐまれた自然と文化遺産を守り、住みよい環境をつくります。
1. 健康で教養のある人格をやしなひ、文化と教養をたかめます。
1. 働くことに喜びをもち、活力のある産業をそだてます。
1. ひとりひとりが自覚と責任をもち、みんなで『きしわだのまちづくり』を進めます。

(昭和57年11月1日市制施行60周年を記念し、制定しました。)



市章

大正9年3月、紋章を作るため懸賞募集したもので、岸和田の「岸」または「キ」の図案化あるいは、欄干橋の「干」からとったものといわれている。



市の木『クスノキ』

昭和43年11月1日、市制施行45周年を記念に市民の意見を参考にして指定された。



市の花『ばら』

市制施行60周年を記念するとともに、市の緑化推進の一環として、選定された。



岸和田城

慶長年間、小出秀政により現在の場所に築城され、その後岡部氏5万3千石の居城として、13代230年間にわたる泉州統治の拠点であった。

天守閣は、文政年間に雷火のため焼失したが、昭和29年11月再建され、昭和44年11月に城門および隅櫓が復元され、その一部が郷土資料館として活用されている。

発行 平成14年（2002）3月 岸和田市

企画・編集 岸和田市都市整備部区画整理課

〒596-0823 岸和田市下松町813番地 市立農業会館内

TEL. 0724（28）6531